

平成 23 年 8 月 10 日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課
パブリックコメント担当 様

千代田区永田町 2-17-14
全国石油業厚生年金基金協議会
会 長 柳原 道郎

「パブリックコメントへの意見（企業年金に係る財政運営基準等の見直し）」
の提出について

厚生年金基金の事業運営につきましては、平素より格別なるご指導、ご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、平成 23 年 7 月 14 日に公表された、確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年
金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知一部改正に関する意見を
別添のとおり提出いたします。

「パブリックコメントへの意見（企業年金に係る財政運営基準等の見直し）」

全国石油業厚生年金基金協議会

厚生労働省の案のうち、「1. 制度運営の効率化の観点から改正する事項」は、制度運営上の改善事項であり、評価できる点があるが、「2. 財政の健全化の観点から改正する事項」は、財政運営基準を必要以上にきわめて厳しくするものであり、厚生年金基金が今まで要望してきた財政運営基準の弾力化措置とは、全く逆の方向の改正である。厚生年金基金がおかれた厳しい状況のもとで、このように財政運営基準を厳格化すると、厚生年金基金の存続を著しく困難にする懸念があり、断固として反対である。

また、従来から要望しているところであるが、最低責任準備金は期ずれの状態であり、運用環境の実態を反映せず、債務を合理的に表しておらず、大きなリスク要因となっている。リーマン・ショック後の平成21年3月末の決算では、最低責任準備金は、期ずれを是正した最低責任準備金（継続基準）の1.18倍と大きく上方に乖離し、期ずれを是正した最低責任準備金（継続基準）が導入された経緯がある。最低責任準備金について、期ずれを是正した最低責任準備金（継続基準）への変更を強く要望する。

さらに、今回提案された財政運営基準の変更については、その理由が明確には示されていないものが多く、変更内容の詳細が不明確なものもある。さらに、現在暫定措置として行われている掛金引上げの猶予措置、継続基準抵触時の掛金引上げの下方回廊方式については、全く触れられておらず、暫定措置を廃止するものと推量されるが、廃止理由については示されていない。現行の暫定措置を廃止するのであれば、廃止内容及び廃止理由を明確にすることを要望する。

具体的な改正内容に対する意見・要望は下記のとおりである。

II. 具体的な改正内容に対する意見・要望

1. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

（1）財政再計算時期の見直し

財政再計算時期の見直しについては、賛成である。ただし、加入員の変動などで財政計算に該当した場合には、その基準日は該当した月末とされているが、該当した月末で基礎率を変更すると、基礎率の計算が煩雑になるため、財政計算の基準日を該当した年度末とする新たな選択肢の設定を要望する。

今回の提案では、基金の財政再計算に伴う免除（代行）保険料率の見直しは行わないとされているが、従来は、基金の財政再計算の時期に合わせて、免除（代行）保険料率の見直しを行っており、これにより免除（代行）保険料率の変更を加味した掛金設定が可能となっている。基金の財政再計算の時期に、免除（代行）保険料率の見直しは行わないとされると、免除（代行）保険料率の変更を加味した掛金設定ができないことになり、基金にとって新たなリスク要因となる可能性があるため、従来通りの、基金の財政再計算の時期に免除（代行）保険料率の見直しを行う選択

肢を要望する。

2. 財政の健全化の観点から改正する事項

(1) 財務諸表の簡素化・透明化

財務諸表の変更については、反対である。変更するメリットは認められない。

財務諸表から、数理債務、最低責任準備金（継続基準）、未償却過去勤務債務残高を除外することは、財務状況を分かりにくくする懸念がある。

また、財務諸表において、資産評価調整額（時価を平滑化した数理的評価と時価との差額）、最低責任準備金調整額（最低責任準備金の期ずれの調整額）はいずれも必要な項目である。

さらに、変更計算の可否の判定が従来通りであるので、財務諸表を変更すると、継続基準の財政検証で、今回、財務諸表から除外した各項目が必要となり、簡素化・透明化になるとは考えられない。

なお、財務諸表に計上される最低責任準備金は期ずれの状態であり、運用環境の実態を反映せず、債務を合理的に表していない。基金の債務に対して誤解を与える懸念があることから、財務諸表に計上される最低責任準備金については、期ずれを是正した最低責任準備金（継続基準）への変更を要望する。

(2) 積立状況の的確な把握

継続基準の財政検証において、資産評価を時価基準に限定することについては、反対である。

時価を用いるか、時価を平滑化した数理的評価を用いるかは、従来通り、基金の選択肢とすることを要望する。

財政計算上の留保要件、資産評価等については、これまで通りとするところがあるが、現在行われている掛金引上げの猶予措置（平成24年4月で終了）の延長、継続基準抵触時の掛金引上げの下方回廊方式（平成23年度決算に基づく財政検証における掛金対応までの時限措置）の恒久措置への変更を要望する。

さらに、財政検証の継続基準において用いる、許容繰越不足金（現行制度は、時価評価の場合は責任準備金の15%以内、数理的評価の場合は責任準備金の10%以内）については、近年の運用環境の激しい変動に鑑み、許容繰越不足金の拡大を要望する。また、資産の数理的評価方法においては、平滑化の効果を十分に反映するために、平滑化期間（現行制度は5年）の延長、時価との許容乖離率（現行制度は時価の15%）の撤廃または拡大を要望する。

(3) 非継続基準の見直し

非継続基準の見直しについては、基金への影響が極めて大きく、全面的に強く反対である。

厚生年金基金は、継続を前提に財政運営をしていることから、解散を予定している厚生年金基金を除き、非継続基準による財政検証の廃止を要望する。仮に非継続基準の計算を実施するとしても、それに伴う掛金引上げには、反対である。

今回提案の非継続基準の見直し（積立基準を最低積立基準額の90%とする経過措置は平成23年度までとし、平成24年度に積立基準を最低積立基準額の92%に引き上げ、その後毎年度2%ずつ引き上げ、平成28年度に100%とする）は、現行の非継続基準の経過措置を廃止し、基準を一層厳しくするものであり、反対である。

また、回復計画を用いた掛金拠出を廃止すると、非継続基準による掛金引き上げとなるが、継続を前提に財政運営をしている基金には、非継続基準による掛金引き上げの合理性が乏しく、また掛金引き上げリスクが大きく上昇するものであり、回復計画の廃止については強く反対である。

非継続基準による掛金引き上げは、毎年度の決算において、最低責任準備金の1.05倍に対する不足金、及び最低積立基準額に対する不足金を、掛金引き上げで対応するものとされているが、基金が解散または代行返上した場合には、国への返還が求められているのは最低責任準備金であり、それ以上の積み立てを基金に求める理由は乏しいと考えられる。また、この方法では、非継続基準の不足金により、毎年度の決算ごとに掛金が大幅に変動するリスクがあり、基金の安定した事業運営の阻害要因になる恐れがある。さらに、最低責任準備金は期ずれの状態であり、運用環境の実態を反映せず、債務を合理的に表していない。最低責任準備金は期ずれを是正した、本来の債務である最低責任準備金（継続基準）から大きくずれる可能性があり、更なる大きなリスク要因となる懸念がある。繰り返しになるが、最低責任準備金について、期ずれを是正した最低責任準備金（継続基準）への変更を強く要望する。

（４）指定基金の指定要件等の見直し

指定基金制度は、廃止を要望する。

指定基金の指定要件の追加（直近の決算において、積立金が最低責任準備金の8割を下回った基金の追加）は、指定基金に指定されるリスクを増加させるものであり、反対である。指定基金の指定要件に用いられる最低責任準備金は期ずれの状態であり、運用環境の実態を反映せず、債務を合理的に表していない。最低責任準備金は、期ずれを是正した、本来の債務である最低責任準備金（継続基準）から大きくずれる可能性があり、健全な基金が指定基金に指定されるリスク要因となる懸念がある。

また、指定基金の健全化計画における最低責任準備金の予測に用いる利率、基金の年金資産の見通しに用いる利率の変更は、指定基金に指定されると、非現実的な大幅な掛金引き上げを求められる懸念があり、反対である。

指定基金制度は本当に必要なのか、現在の基準が指定基金の基準として適切なのか、疑問であり、指定基金制度、指定基金の基準についての検討を要望する。

現在、積立水準Ⅲ「純資産額／最低責任準備金」が3年連続して0.9未満の厚生年金基金においては、指定基金として財政健全化を求められることとなっているが、指定基金として公表されると風評被害が厳しく、指定基金になったことにより解散に追い込まれる懸念がある。また、積立水準Ⅲに抵触した場合には、基金が掛

金引上げを決定したとしても、積立水準Ⅲは直接的には改善をしない。

積立水準Ⅲについては、このような問題があるため、最低責任準備金の期ずれを是正し、特別掛金収入現価を反映する、「(純資産額+特別掛金収入現価) / 最低責任準備金 (継続基準)」への変更を含めた検討を要望する。